平成24年９月５日

各　位

上場会社名	北海道瓦斯株式会社	
代表者	代表取締役社長	大槻　博
(コード番号	9534)	
問合せ先責任者	取締役 常務執行役員 経理部担当 経理部長	堤　信之
(TEL	011-207-7250)	

120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年９月５日開催の取締役会において、120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

当社グループは、「次代のエネルギーを考え、北の生活文化を創造する、地域のパイオニアを目指す」を企業理念に、地域に根付いたエネルギーサービスグループとして、エネルギー分野を中心に、お客さまの安全・安心・快適な暮らしの実現や、地域経済の発展・低炭素社会の実現に貢献してまいります。具体的には、天然ガスを主とする都市ガスを中心に、ＬＰガス・熱供給などのエネルギー事業を通じて、お客さまに安心してご利用いただけるよう、グループ一体となって安定供給とサービスの充実に努めてまいります。

東日本大震災以降、日本の社会・経済情勢が変化するなか、都市ガス事業を取り巻く環境が大きく変化しています。ＬＮＧ価格は上昇傾向にありますが、エネルギーセキュリティ向上への社会的要請や分散型エネルギーに対する期待などから、天然ガスとその高度利用技術の重要性が高まっています。

この度の転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金は、石狩ＬＮＧ基地の設備資金に充当いたします。当社グループは、平成 20 年４月に策定した石狩ＬＮＧ基地の建設計画を進めておりますが、本年 12 月に石狩ＬＮＧ基地が稼動し、北海道内一円に長期的かつ安定的に天然ガスを供給できる体制が整うことになります。これにより当社グループが持続的な成長と発展に向けた大きな転換期を迎えると同時に、北海道におけるＬＮＧ新時代がスタートいたします。また、中期的には新株予約権付社債の株式への転換により株主資本が増強され、財務体質の強化に繋がることで、当社グループの中期経営計画「Progress 2020」の達成に寄与するものと考えております。

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

１．社債の名称	北海道瓦斯株式会社120％コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
２．社債総額	金50億円
３．各社債の金額	100万円
４．振替新株予約権付社債	本新株予約権付社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、振替機関（第33項に定める。以下同じ。）の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。社債等振替法に従い本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が新株予約権付社債券の発行を請求することができる場合を除き、本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券は発行されない。社債等振替法に従い本新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券が発行される場合、かかる新株予約権付社債券は無記名式とし、本社債権者は、かかる新株予約権付社債券を記名式とすることを請求することはできない。
５．新株予約権または社債の譲渡	本新株予約権付社債は会社法第254条第２項本文及び第３項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。
６．社債の利率	年0.15％
７．社債の払込金額	各社債の金額100円につき金100円
８．社債の償還価額	各社債の金額100円につき金100円 ただし、繰上償還する場合は第11項第(2)号乃至第(4)号に定める金額による。

９．担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保並びに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

10．社債管理者

株式会社みずほ銀行（代表）

株式会社北洋銀行

11．社債の償還の方法及び期限

(1) 本社債の元金は、平成29年９月25日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては本項第(2)号乃至第(4)号に定めるところによる。

(2) 組織再編行為による繰上償還

①組織再編行為（本号⑤に定義する。）が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合において、当社が、かかる承認の日（以下「組織再編行為承認日」という。）までに、社債管理者に対し、承継会社等（本号⑥に定義する。）が理由の如何を問わず当該組織再編行為の効力発生日において日本の金融商品取引所における上場会社であることを、当社としては予定していない旨を記載し、当社の代表取締役が署名した証明書を交付した場合には、当社は、償還日（当該組織再編行為の効力発生日またはそれ以前の日とする。ただし、当該組織再編行為の効力発生日が組織再編行為承認日から30日以内に到来する場合には、下記に定める公告を行った日から30日目以降の日とする。）の30日前までに必要事項を公告したうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②乃至④に従って決定される償還金額（以下「組織再編行為償還金額」という。）で繰上償還する。

②組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号③に定義する。）及び償還日に応じて下記

ご注意：この文書は、当社が120％コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（%）

償還日	参照パリティ								
	80	90	100	110	120	130	140	150	160
平成24年９月26日	97.55	99.51	103.21	110.06	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成25年10月１日	98.65	100.64	104.08	110.29	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成26年10月１日	99.43	102.26	103.99	110.05	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成27年10月１日	98.66	100.00	103.29	110.06	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成28年10月１日	99.18	100.11	103.13	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00
平成29年９月22日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00	140.00	150.00	160.00

（注）上記表中の数値は、平成24年９月４日(火)現在における見込みの数値であり、平成24年９月18日(火)または平成24年９月19日(水)のいずれかの日（以下「転換価額等決定日」という。）に、当該転換価額等決定日における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるような数値に決定される。

③「参照パリティ」は、(イ)当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合には、当社普通株式１株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（第13項第(6)号②に定義する。以下同じ。）で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、会社法に基づき当社の取締役会において当該組織再編行為の条件(当該組織再編行為に関して支払われもしくは交付される対価を含む。）が決議された日（決議の日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下本項において同じ。）の平均値を、当該５連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該５連続取引日において第13項第(7)号乃至第(9)号または第(11)号に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該５連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。本③及び本項第(3)号②において「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が営業している日をいい、当社普通株式の普通取引の終値が発表されない日を含まない。

④参照パリティまたは償還日が本号②の表に記載されていない場合には、組織再編行為償還金額は、以下の方法により算出される。

(イ)参照パリティが本号②の表の第１行目に記載された２つの値の間の値である場合、または償還日が本号②の表の第１列目に記載された２つの日付の間の日である場合には、組織再編行為償還金額は、かかる２つの値またはかかる２つの日付に対応する本号②の表中の数値に基づきその双方につきかかる２つの値またはかかる２つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。ただし、日付に係る補間については、１年を365日とする。

(ロ)参照パリティが本号②の表の第１行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

(ハ)参照パリティが本号②の表の第１行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

ただし、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の160%を上限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が160%を超える場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の160%とする。また、組織再編行為償還金額は、各社債の金額の

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

100％を下限とし、本号②の表及び上記(イ)乃至(ハ)の方法に従って算出された値が100％未満となる場合には、組織再編行為償還金額は各社債の金額の100％とする。

⑤「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、吸収分割または新設分割（承継会社等が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換または株式移転、及びその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の株式会社に引き受けられることとなるものを総称していう。

⑥「承継会社等」とは、次の(イ)乃至(ヘ)に定める株式会社を総称していう。

(イ)合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）　吸収合併存続株式会社または新設合併設立株式会社

(ロ)吸収分割　吸収分割承継株式会社

(ハ)新設分割　新設分割設立株式会社

(ニ)株式交換　株式交換完全親株式会社

(ホ)株式移転　株式移転設立完全親株式会社

(ヘ)上記(イ)乃至(ホ)以外の日本法上の会社組織再編手続　本社債に基づく当社の義務を引き受ける株式会社

⑦当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(3)　上場廃止等による繰上償還

①(イ)当社以外の者（以下「公開買付者」という。）によって、当社普通株式の保有者に対して金融商品取引法に基づく当社普通株式の公開買付けがなされ、(ロ)当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(ハ)当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止される可能性があることを当社または公開買付者が公表または認容し（ただし、当社または公開買付者が、当該公開買付け後も当社が日本の金融商品取引所における上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ(ニ)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合には、当社は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。以下同じ。）から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号②に従って決定される償還金額（以下「上場廃止等償還金額」という。）で繰上償還する。

②上場廃止等償還金額は、本項第(2)号記載の組織再編行為償還金額の算出方法と同様の方法により算出される。ただし、参照パリティは、(イ)当該公開買付けの対価が金銭のみである場合には、買付期間の末日時点で有効な買付価格を、同日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とし、(ロ)上記(イ)以外の場合には、買付期間の末日に終了する５連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、買付期間の末日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第５位まで算出し、小数第５位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該５連続取引日において第13項第(7)号乃至第(9)号または第(11)号に定める転換価額の修正または調整事由が生じた場合には、当該５連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、社債管理者と協議のうえ合理的に調整されるものとする。

③本号①にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編行為を行う旨の意向を当該公開買付けに係る公開買付期間の末日までに公表した場合には、本号①の規定は適用されない。ただし、当該取得日から60日以内に当該組織再編行為に係る組織再編行為承認日が到来しなかった場合、当社は、かかる60日間の末日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日

ご注意：この文書は、当社が 120％コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、上場廃止等償還金額で繰上償還する。

④本項第(2)号に定める繰上償還事由及び本号①または③に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日の前に本号①または③に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

⑤当社は、本号①または③に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(4) 120%コールオプション条項

①当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がある20連続取引日（「取引日」とは、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）にわたり、各取引日における当該終値が当該取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、平成26年12月１日以降、当該20連続取引日の最終日から15日以内に必要事項を公告したうえで、当該公告において指定した償還日（かかる償還日は、当該公告の日から30日目以降60日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。なお、当社が当社普通株式の株式分割または当社普通株式に対する当社普通株式の無償割当て（以下本号において「株式分割等」という。）を行う場合、当該株式分割等の基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日の前日とし、基準日または効力発生日の前日が取引日でない場合は、それらの直前の取引日とする。以下本号において同じ。）の２取引日前の日から当該株式分割等の基準日までの３取引日についての本条項の適用にあたっては、第13項第(8)号②(ロ)の規定にかかわらず、当該各取引日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した株式数を既発行株式数とし、当該株式分割等により交付されることとなる株式数を交付株式数として、第13項第(8)号①に定める新株発行等による転換価額調整式により算出された転換価額をもって、当該各取引日に適用のある転換価額とする。

②本項第(2)号または第(3)号①もしくは③に定める繰上償還事由及び本号①に定める繰上償還事由の両方が発生した場合には、本社債は本項第(2)号または第(3)号に従って償還されるものとする。ただし、本項第(2)号または第(3)号①もしくは③に定める繰上償還事由が発生した場合において、組織再編行為承認日または当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の前に本号①に基づく公告が行われたときは、本社債は本号に従って償還されるものとする。

③当社は、本号①に定める公告を行った後は、当該公告に係る繰上償還を取消すことはできない。

(5) 償還すべき日（本項第(2)号乃至第(4)号の規定により本社債を繰上償還する場合には、当該各号に従い公告された償還日を含み、以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(6) 当社は、法令または振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日（第31項に定める。第12項において同じ。）の翌日以降いつでも本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該新株予約権付社債についての本社債または当該新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成25年３月31日を第１回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年３月及び９月の各末日にその日までの前半か年分を支払う。

(2) 利息支払期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。

(3) 半か年に満たない利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 償還期日後は、利息をつけない。
(5) 第１回の利息支払期日までに行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債については、利息をつけない。
(6) 第１回の利息支払期日後に行使の効力が発生した本新株予約権が付された本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日の直前の利息支払期日後はこれをつけない。

13. 本新株予約権に関する事項
(1) 本社債に付された本新株予約権の数
各本社債に付された本新株予約権の数は１個とし、合計5,000個の本新株予約権を発行する。
(2) 各新株予約権の払込金額
本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及びその数の算定方法
本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
(4) 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、平成24年11月１日から平成29年９月21日までの間、いつでも、本新株予約権を行使し、当社に対して本項第(3)号に定める当社普通株式の交付を請求することができる。ただし、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。
①当社普通株式に係る株主確定日及びその前営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）
②本社債の利息が支払われる日の前営業日
③振替機関が必要であると認めた日
④第11項第(2)号乃至第(4)号に定めるところにより平成29年９月21日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還に係る元金が支払われる日の前営業日以降
⑤第21項に定めるところにより当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した日以降
⑥組織再編行為において承継会社等の新株予約権が交付される場合で、本新株予約権の行使請求の停止が必要なときは、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は１か月を超えないものとする。）その他必要事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の１か月前までに必要事項を公告した場合における当該期間
本号により行使請求が可能な期間を、以下「行使請求期間」という。
(5) その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部については、行使することができない。
(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、本項第(15)号において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、平成24年９月18日(火)または平成24年９月19日(水)のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に、同日に105%から109%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、上

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記計算の結果算出される転換価額が207円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は本項第(7)号乃至第(11)号に定めるところにより修正または調整されることがある。

(7) 転換価額の下方修正

①当社は、平成26年10月１日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある20連続取引日の当該終値の平均値（計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた金額をいう。）が決定日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額を上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。

②本号①の規定にかかわらず、本号①により修正された転換価額が、当初の転換価額の90%を下回る場合には、当該90%にあたる金額の１円未満を切り上げた金額を修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第(8)号乃至第(11)号に定めるところにより調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。

③本号①または②により修正された転換価額は、平成26年11月１日（以下この日を本号において「効力発生日」という。）以降、これを適用する。

④決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(8)号乃至第(11)号に定めるところによる調整後の転換価額が適用されることとなる場合には、本号①または②による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(8) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ)時価（本項第(10)号③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ)当社普通株式の株式分割または当社普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項または新株予約権の全てが当初の条件で行使または適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

の翌日以降これを適用する。

(ニ)上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当社普通株式の株主に対して当社普通株式または取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当社の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当社普通株式を交付する。この場合、株式の交付については本項第(19)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}\right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(9) ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{１株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。１株あたり特別配当の計算については、小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

②「特別配当」とは、平成29年９月21日までの間に終了する各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式１株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第１位まで算出し、小数第１位を切り捨てる。）に８を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条または第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(10) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

①転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が１円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

②転換価額調整式の計算については、小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日（ただし、本項第(8)号②(ニ)の場合は当該基準日）、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。
この場合、平均値の計算は、小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

④新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日またはかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(8)号または第(11)号に基づき交付株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(11) 本項第(8)号乃至第(10)号に定めるところにより転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金もしくは準備金の額の減少、合併（合併により当社が消滅する場合を除く。）、株式交換または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

②本号①のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

④金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

⑤転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(12) 本項第(7)号乃至第(11)号に定めるところにより転換価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(8)号②(ニ)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(13) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(14) 本新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(15) 当社が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

①当社は、当社が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。）は、第11項第(2)号に基づき本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本号②に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(イ)承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数と

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

する。

(ロ)承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を下記(ニ)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ニ)承継新株予約権付社債の転換価額

承継新株予約権付社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権付社債の転換価額は、本項第(7)号乃至第(11)号に準じた修正または調整を行う。

(ホ)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(ヘ)承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当社が本項第(4)号⑥に定める行使を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から本項第(4)号に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(ト)承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(チ)その他の承継新株予約権の行使の条件

各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(リ)承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

(16) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第32項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

(17) ①行使請求しようとする本新株予約権者は、行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関または口座管理機関(以下「直近上位機関」という。）を通じて、行使請求受付場所に行使請求に要する事項を通知する。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する事項を通知した者は、その後これを撤回することができない。

(18) 行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

(19) 当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する直近上位機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

(20) 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社及び社債管理者が協議して必要な措置を講じる。

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

14. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率（年 0.15%）及び払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

15. 担保提供制限

(1) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本要項において、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定により、新株予約権の内容として、当該新株予約権に係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする旨を定めたものをいう。

②本号①に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。

(2) ①当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債の発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債のために当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を留保する場合には、本新株予約権付社債のためにも、社債管理者が適当と認める留保資産を留保する。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。

②本号①の場合、当社は社債管理者との間に次の(イ)乃至(ト)についても特約するものとする。

(イ)留保資産のうえに本社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利またはその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。

(ロ)当社は、社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡もしくは貸与しない旨。

(ハ)当社は、原因の如何にかかわらず、留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。

(ニ)当社は、社債管理者が必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

(ホ)当社は、本社債の未償還残高の減少またはやむを得ない事情がある場合には、社債管理者の承諾により、留保資産の一部または全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、または、留保資産から除外することができる旨。

(ヘ)当社は、社債管理者が本新株予約権付社債権保全のために必要と認め請求したときは、本新株予約権付社債のために留保資産のうえに担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。

(ト)上記(ヘ)の場合、留保資産のうえに担保権を設定できないときは、当社は本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する旨。

③本号①の場合、社債管理者は、本社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

(3) 当社が吸収合併、株式交換または吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社または吸収分割会社の転換社債型新株予約権付社債を承継する場合には、前二号は適用されない。

16. 担保提供状況

(1) 当社が平成24年３月31日現在で担保提供を行っている国内債務の現存額及び担保物は、末尾

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記載のとおりである。

(2) 当社は、前号のほかに担保提供を行っている国内債務が一切存在しないことを保証する。

17. 担保付社債への切換

当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本新株予約権付社債のために社債管理者が適当と認める担保権を、担保付社債信託法に基づき設定することができる。

18. 担保を設定した場合の公告

当社が第 15 項第(1)号または前項により本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第 41 条第４項の規定に準じて公告するものとする。

19. 特定資産の留保

(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも留保資産を本新株予約権付社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の特約を締結するものとする。

(2) 前号の場合は、第15項第(2)号②の規定を準用する。

20. 担保提供制限に係る特約の解除

(1) 当社が、第15項第(1)号または第17項により本新株予約権付社債のために担保権を設定した場合、以後第15項及び第23項第(1)号は適用されない。

(2) 当社が、第15項第(2)号または第19項により本新株予約権付社債のために留保資産を留保した場合、以後第15項第(2)号は適用されない。

21. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失い、遅滞なく第 27 項に定める方法により本社債権者にその旨を公告する。ただし第 15 項第(1)号または第 17 項により当社が本新株予約権付社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときは、本項第(2)号に該当しても、期限の利益を失わない。

(1) 当社が、第11項または第12項の規定に違背したとき。

(2) 当社が、第15項第(1)号または第(2)号の規定に違背したとき。

(3) 当社が、第13項第(7)号乃至第(12)号、第18項、第22項乃至第24項、第25項第(2)号、第26項または第27項の規定、条件に違背し、社債管理者の指定する期間内（１か月を下回らないこととする。）にその履行または補正をしないとき。

(4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議をしたとき。

(7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(8) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売（公売を含む。）の申立てを受けまたは滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

22. 社債管理者に対する定期報告

(1) 当社は、社債管理者にその事業の概況を随時報告し、毎事業年度の決算及び剰余金の配当（会社法第454条第５項に定める中間配当を含む。）については、書面により社債管理者に通知するものとする。当社が、会社法第441条第１項に定められた一定の日において臨時計算書類の作成を行う場合も同様とする。

(2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付資料の写しを当該事

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

業年度経過後３か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出しなければならない。金融商品取引法第24条の４の２に定める確認書及び金融商品取引法第24条の４の４に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には、遅滞なくこれを社債管理者に提出するものとする。ただし、当社が、金融商品取引法第27条の30の３に基づき有価証券報告書、四半期報告書または臨時報告書及びそれらの訂正報告書（添付資料を含み、以下「報告書等」という。）の電子開示手続を行う場合は、これら報告書等を財務局長等に提出した旨の社債管理者への通知をもって社債管理者への報告書等の提出に代えることができる。

23. 社債管理者に対する通知

(1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、当社の他の国内債務のために担保提供を行う場合には、書面によりその旨、その債務の内容、担保物並びに担保提供を行っている国内債務の現存額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知しなければならない。

(2) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知しなければならない。

①当社の事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。

②当社が事業の全部もしくはその重要な部分を休止し、もしくは廃止しまたは移転しようとするとき。

③資本金または準備金の額の減少をしようとするとき。

④組織変更、合併もしくは会社分割をすることまたは株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社になること。

24. 社債管理者の調査権限

(1) 社債管理者は、本社債権者のために、社債管理者の権限、義務を履行するうえで必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査を行うことができる。

(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。

25. 社債原簿及び新株予約権原簿

(1) 当社は、本新株予約権付社債発行後、遅滞なく社債原簿及び新株予約権原簿を作成し、その謄本を社債管理者に交付する。

(2) 当社は、本新株予約権付社債発行後、社債原簿及び新株予約権原簿の記載事項を変更すべき事由が生じたときは、遅滞なくその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知しなければならない。

26. 繰上償還の場合の通知及び公告

(1) 当社が、第11項第(2)号に定める繰上償還をする場合は、償還しようとする日の少なくとも60日前にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(2) 当社が、第11項第(3)号に定める繰上償還をする場合は、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（第11項第(3)号③ただし書の場合は60日間の末日）から７日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(3) 当社が、第11項第(4)号に定める繰上償還をする場合は、第11項第(4)号に定める20連続取引日の最終日から７日以内にその旨及び期日その他必要事項を書面で社債管理者に通知する。

(4) 第11項第(2)号乃至第(4)号に定める繰上償還をする場合の公告は、第27項に定める方法によりこれを行う。

27. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各１種以上の新聞紙（重複するものがあるときは、これを省略することができる。）にこれを掲載する。また、社債管理者が社債権者のために必要と認めて公告する場合は、

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

社債管理者の定款所定の方法によりこれを行う。

28. 社債要項及び社債管理委託契約証書の公示
当社及び社債管理者は、その本店に本新株予約権付社債の社債要項及び社債管理委託契約証書の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

29. 社債権者集会
(1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、本社債の種類（会社法第681条第１号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者により組織され、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の３週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告するものとする。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の１以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本新株予約権付社債についての社債等振替法第222条第３項に定める書面を社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

30. 申込期間
転換価額等決定日の翌営業日から転換価額等決定日の２営業日後の日まで。

31. 払込期日（新株予約権の割当日）
平成 24 年９月 25 日(火)または平成 24 年９月 26 日(水)のいずれかの日。ただし、転換価額等決定日の５営業日後の日とする。

32. 行使請求受付場所
株主名簿管理人　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

33. 振替機関
株式会社証券保管振替機構

34. 元利金の支払
本社債に係る元利金は、社債等振替法及び振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われる。

35. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行

36. 募集方法　一般募集
37. 引受会社　野村證券株式会社を主幹事とする引受団
38. 申込取扱場所　引受会社の本店及び国内各支店
39. 取得格付　Ａ（株式会社格付投資情報センター）
Ａ（株式会社日本格付研究所）
40. 上場申請の有無　有（株式会社東京証券取引所）
41. 振替機関への同意　平成20年９月10日同意書提出

42. 上記に定めるもののほか、第11項の「組織再編行為償還金額」の表中の数値の決定その他本新株予約権付社債の発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長　大槻博に一任する。

43. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

末尾　担保提供状況（平成24年３月31日現在）

担保に供している資産はない。

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（ご参考）

１．調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の手取概算額4,860百万円については、平成25年３月末までに全額を、エネルギー供給基盤の確立（天然ガスの普及拡大）や供給源の多様化による供給セキュリティーの向上及び将来的なガス需要拡大を踏まえた長期インフラ整備の一環として建設中である石狩ＬＮＧ（液化天然ガス）基地への設備投資資金の一部に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備計画は、平成24年９月５日現在（ただし、既支払額及び平成24年度支払予定額については、平成24年７月31日現在）以下のとおりとなっております。

セグメントの名称	設備の内容	投資予定額（千円）				資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力
		総額	既支払額	平成24年度支払予定額（注）２	平成25年度以降支払予定額				
ガス	導管増設等	－	1,470,982	3,836,289	－	自己資金	平成24年４月	平成25年３月	平成24年度72km
ガス	石狩ＬＮＧ基地（注）３	22,975,270㈱４	17,102,798	5,628,472	244,000	新株予約権付社債発行資金、借入金及び自己資金	平成21年３月	平成25年８月（注）５	18万kl
ガス	大谷地新社屋	1,828,996	427,138	1,271,576	130,282	自己資金	平成23年12月	平成25年４月	－

（注）１．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

２．平成24年度中の支払予定金額から、平成24年４月１日から平成24年７月31日までの既支払額を除いた金額であります。

３．当社投資部分については、北海道ＬＮＧ㈱へ資産譲渡を実施した後に、当社が借り受ける予定であり、当社投資以外については、北海道ＬＮＧ㈱が設備を借り受けることで、当社グループが石狩ＬＮＧ基地を運営していくことを予定しております。

４．石狩ＬＮＧ基地の投資予定総額は約400億円であり、当社投資以外については、賃貸借取引などのプロジェクトファイナンスによる計画であります。

５．完了予定年月は全ての工事が完了する予定時期であり、石狩ＬＮＧ基地の稼働時期については、平成24年12月を予定しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今期の業績予想に変更はありません。

２．株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

剰余金の配当等につきましては、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針といたします。そのため、１株につき年間配当６円の配当額水準を確保し、連結配当性向につきましては30％を下回らないことを当面の基準といたします。そのうえで、企業体質及び競争力の強化ならびに事業展開に必要な設備投資等のための内部留保と併せまして、株主のみなさまへの適切な利益還元に努めてまいります。

ご注意：この文書は、当社が120％コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当の決定につきましては、上記方針に基づき、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開に向けた設備投資や研究開発費、収益力を高めるための経営基盤の強化に必要な投資に有効活用していく所存です。

(4) 過去３決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
１株当たり連結当期純利益	22.81円	20.59円	24.37円
１株当たり年間配当金 （うち１株当たり中間配当金）	7.00円 （3.00円）	7.00円 （3.50円）	8.00円 （4.00円）
実績連結配当性向	30.7%	34.0%	32.8%
自己資本連結当期純利益率	5.6%	4.8%	5.5%
連結純資産配当率	1.7%	1.6%	1.8%

（注）１．実績連結配当性向は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

２．自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均値）で除した数値であります。

３．連結純資産配当率は、１株当たり年間配当金を１株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値であります。

３．その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

今回の資金調達を実施することによる、直近の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は27.52%となる見込みです。

（注）①潜在株式の比率は、今回発行する120%コールオプション条項付第３回新株予約権付社債に付された新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を現在の発行済株式総数で除したものです（全て新株式で交付した場合の潜在株式数の比率となります）。

②予想転換価額：260円（平成24年９月４日の東証終値243円の107%）
発行済株式総数：69,869,637株

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	平成22年３月期	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
始　　値	256円	247円	257円	262円
高　　値	261円	269円	305円	265円
安　　値	236円	211円	244円	225円
終　　値	246円	257円	261円	243円
株価収益率	10.8倍	12.5倍	10.7倍	－

ご注意：この文書は、当社が120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

（注）１．平成 25 年３月期の株価については平成 24 年９月４日現在で表示しています。
２．株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の１株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去５年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて
本新株予約権付社債の募集に関連して、当社は野村證券株式会社に対し、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本新株予約権付社債の発行及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。
上記の場合において、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以　上

ご注意：この文書は、当社が 120%コールオプション条項付第３回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。